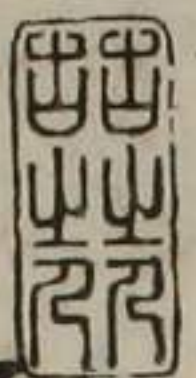




木波2
端 20
卷 1



即太
文字之兆

〇序

101

片時も知らずハ得^レ何^レらきぬ。御政事此本^レる曆の法も。
皇產靈大御神此授^レけ給^ヘる御矛もて。多賀大御神此自^ラ
凝^コ島^{シマ}子^コ衝^キ立^テて。其^レを日量柱^{ヒハカリハシラ}として。定^ル給^ヘる^レ始^ル給^ヘる
法^ホ。ま^タ多^ク尺^{シヤ}度^{サシ}此^レ始^ルめも。その御矛此^レ丈^{タケ}子^コ法^ホと^シて物^レし給^ヘ
ふ^レは^レと世^ノの人^ト皆^ク此^レ記^{オボ}臆^エを委^{ユカ}祓^テ。心^ヲ安^カら^ズめ。さて
を皇神等此^レ御教言^ヲを始^ル給^ヘる。上^ツ世^ノ此^レ事^ヲら。おと^ク世^ノ
を傳^ヘて。神習^ヲを^スる教^ヲお^シす本^トと^シて^レ此^レを^スる^レ始^ル給^ヘる^レ圖^ナ書^ガも。お
は^レ大御神の大地此^レ真形^ヲ也。天上^ニより御覽^ヲして。始^ル給^ヘる^レ
法^ヲ道^ヲある^レを。天兒屋根命の御傳^ヲあ^ラす。そ^レ此^レ御心^ヲ此^レハ心

を思^ヒを^ラう^ラして。鹿の肩骨を燒^キあら^カす給^ヒし。その
火^ヲは^キ此^レ食^ハあ^ハむ。物^クく書^フの始^ヲを有^リける。さ^キを吾^ガ師^ヲ
氣^ヲ吹^ク舍^テ大人^ノの。お^ハ此^レ真^マ說^{コト}を顯^カす^レ給^ヘる。神^ヲ子^ノ皇^ヲを^スる^レ因^ヲ
み誠^マ忠^メ此^レる直^ニ日^ヲ大神^ヲ此^レ御靈^ヲを^スる。神習^ヲふ人^ノの^レか^ギ
也^ナ。手^ヲは^マひ足^ノの^レふ^コと^ヲあ^ラすも^レ知^ラず。喜^シみ悦^ヨび思^フ
ふ給^ヘて在^リ經^々法^ヲる。吉^ヨ事^ト凶^マ事^ト行^キは^ル世^ノは^レさ^ラが^レ世^ノ
む^レを^スる^レあ^ハく。お^ハの神^カ御^ミ量^ハ子^ノ物^ヲし給^ヘる^レ法^ヲ神^カ字^ヲを^スる^レ世^ノは^レ
此^レも^レ此^レとい^ハひ^カして。神^ヲ此^レ御^ミ功^コ德^ツを覆^{オホ}す^レ給^ヘる。植^ウて^カひ
此^レを^スる^レ松^ノ也。茂^シる岳^ノ邊^ノ也。名^ヲのみして。ひと^レ立^タる^レ也

が枝小。かたさし出。言此葉の上。ふく風はあれかまし。
學此耳。了さや。協とて。吾學此兄。平玄道翁が手握ニギ持て
依利鎌トもて。たゞむやナギ薙ふあぎをらひ。それを祢松を根
あから葉から刈持々らまし。故々志を物せられ。此
書ども。ぐく云ふ。信濃國人鎮石室。あるじ角田忠行。

懲狂人上卷

平朝臣玄道謹述

門 上野國 村上鎌太郎 全
人 豊前國 田口水足 校

先小吾が師大人。千年何まりも。おがくしく成ナ来キし。
神代文字此事を。古典籍コキョウども。動きあま。徴證テウシ多く舉て。
黒霧クワを披ヒたて。青天テン字望むが如く。説明を賜へる。古學コガクを
る者モノを更シ小も云イべ。世ヨを押オシあべて。天皇祖神アマツミオホガミ。忠孝チュウコウよかた
く仕奉る徒トモを。殆立走り舞を。とりも出イ教クべく。覺サトゆるべき
あは字ナのまかくる。此字云朽クサさむと。をるいぎ多あき奴の
忍シノびく。了聞リョウモンゆる。をもいりぬる。狂鬼マカキ。此憑ヨリたる狂妄心

なり々むかの量を知らぬちふも此。もと憐むべく然り
—くて。只打笑て此もあるべき事。ことび熱田大神宮神
庭子詣奉りて。少宮司角田主の許子寓て。日まぬく在し
時—も。此論辨を取て。かゝるえせ書のゐるを。とく説辨
了てむと思ふ物うら。公事子暇あくて。え果さびいぶせこ
此みある。残みまし京お上りなむ。いかで誰よほま託て。そ
の誣惑を辨明忘たび縁と語らるゝ。ふおみもや諾あひて。
此字退歸て上る時。高瀬船の中にて。酔れまさびみ。片をし
て見もて往くる。餘りみいぎもなく片腹いし。此事のこ
多く。名みわふ舎内お。人うびあらはれも。天御蔭と隠りをる

者此。なちゐるべきでざおしあら縁む。やがて志取とべの
大神。ま多學祖此伊豆の御靈字。せおひもちて。かのほが
きアをいぶきをらひはた。よえむとて此でざぞ

△神代文字之辨。曰。古史徵。開題記。神世文字ノ論トアル
所ニ。イヘル説氏ノ心得ガタキヲ。拔出テ論スル事左ノ
如シ。開題記ニ云。假名日本紀ハ云々。今ノ日本紀ヨリ
モ。前ニ在リト云ルハ。實ニ然ル説ナリ。今云マヅ日本紀
ト云名。即チ今ノ日本紀ナルヲ。其以前ニ出来タル書ヲ
假名日本紀ト云ベキイハレナシ。今ノ日本紀アリテ。サ
テ後ニ假名ニテ書ルヲ。假名云々ト云ルヲ論ナシ。假名

日本紀元來アルガウヘニ。今ノ日本紀出來タルヲバ。今ノヲ漢字日本紀ト云ベキ理リナリ。又サキニ出來タル假名日本紀ヲ。モト日本紀ト云テ。今ノ日本紀出來タル後ニ。モトノヲ假名日本紀ト云ニヤ。サラバ養老四年ニ撰バシメ玉ヘルハ何トカセム。釋ニ云。師說ニ元慶ノ說ニ云。爲讀此書私所注出也。作者未詳ト云ル。コノ說ノ如クナルベシ。

○今辨云。現在在る日本紀此成しよ。前サキ子。假名日本記の成有し。と。師說ノ委ク見込とるを。扶桑畧記ある。飯豐天皇段ノ此天皇不載諸皇之系圖。但和銅七年上奏日本記載。

之。玄道云。皇年代畧記ノも。飯豐天皇即位事見日本記之由。扶桑畧記書入之。皇代曆云。是不註諸王系圖。依和銅奏聞入之。可尋記云ものあり。此書をもと扶桑記といふ元書の有しを取て皇圓法師畧記とせる事。公卿補任。濫觴抄立坊次第あど引と。まと水鏡ノも。此帝をを系圖などよると合見て知るべし。日本記ノも入奉。て侍ると見込。神宮雜例集ノ引る。神宮記ノ云々。玄道云。此を神宮雜事記ノも見込。倭姫命世記ノ。日本記曰云々。江家次第の鎮魂祭條ノ云々。二十二社註式ノ。日本記一書曰云々。玄道云。此傳。諸神記。諸社根元。も見込。皇典翼ノも。此等とべて今傳ノも書記ノ見込。ざる事どもなるを。古本此日本記を引る文を依出と疑ウなし。又。和。事。童蒙抄ノ。此思兼命。今ノ上。部氏。遠祖也。とあるも。古本の日本記。此傳あり。々々。む。あ。ど。な。を。委。論。を。述。と。り。玄道云。

○懲狂人上

明文抄一卷。日本記云。天皇之始天降來之時。共共護齋鏡
三面。子鈴一合也。云々とあるも。大倭本記より一書曰とて引
る文あり。少異同あり。輿儀抄あどよくれとと。或説よりハ
二人の綾織此名あり。一人の名をくまをせり。一人の名を
あやをとりん。一人ハ大神宮子奉也。一人ハ熱田宮子奉也
る由。日本記に在ると云り。見ゆ。此らもまこと決えて。假名日
本記此文あり。その他伊呂波字類抄を。偽と此ら此神典の
始を古本を引りと覚るハ。いと多かり。此日本記の先子成
也。今の日本書紀を後子成まる事也。弘仁私記序。及私記ふ
玄道云。私記をもと釈紀とあれど。共共更撰と云る也。和銅
今改て引り。その由ハ下子云べし。共共更撰と云る也。和銅
七年子タテマツ上奏れる日本記を有き。まこと更り今在。依日本書
紀撰へる由ある字。私記ハ假名本を古本と稱ひ。今の日
本書紀を後本と云。依を思合せて曉るべし。また此子依

て思へむ。假名日本記といふ稱も。後子成まる日本書紀の
漢文ある子對カキへて號ツケさる稱ふて。元を唯り日本記と云し
ふと。扶桑畧記の文ふて知べし。さて和銅七年子タテマツ奏上まる
字あり。まこと日本書紀といふ名を。舍人親王此號給
も。委く論むれ。まこと日本書紀といふ名を。舍人親王此號給
へる題號あらむと。先子を説れしを。信友説る。弘仁年中を
也。文人も此書字を加へて。日本書紀とも持モテ稱イハふより。
起タチまるといふ小従をれて。玄道云。或説る。萬葉集一卷。日
あるハ。古葉畧類聚抄カキ引る。書字あり。さ。はて本稱此ま
れを書とあるハ。後人の竄入りとも云り。はて本稱此ま
小畧カキきても稱ひ。此ハ信友詳説あり。本書子就て見べし。
書紀と記されて。下子を詔多朝臣人長使。日本書紀とも稱
講日本記とある。下子を詔多朝臣人長使。日本書紀とも稱

し由を委く論ひ賜へるよていと明あるを論者も何を訝
て。此^{ツネ}嗽々を費むふや。已う如き心おそき者ふい。いと悟
かとし。そを以前^カ子出来たる書を假名日本記といふべき
本といひ。今本字後本と云を知ひや。まゝ今の子漢字日本
紀といふべき理ありや。云もあぢきあ支愚説にて。當時さ
むり漢文の行をきて。漢土の史書の体は擬ひて作らせ
給ひて。此を正史と立賜へるを論者のうく難むべき理ハ
あらじか。又養老四年子撰む志を賜へるを何とせむ
とあるも。寐言を聞ひ似たり。そを養老子成たるをハ日本
紀と改稱ひて。漢史の体はあり。正史と立賜へ。故にその
以前子成りし字ハ。上宮記古事記の文をきて。古風のま
ふ書きし故に。別て假名日本記といひ。別子言篇の記を以
て。此字分ち々むと。師説の如くある字や。論者の説を近
く譬へハ。宇多天皇を古く朱雀太上天皇と申奉りしを。後
ふ又延喜御門御子子。朱雀天皇と申せが坐れハ。宇多天皇
をしり申を理を聞ひ。ト又陽成天皇字二條院と申を以て。
後白河天皇の皇子此二條院と申をハ非じと云ひ。院號も

て稱奉るよとハ。宇多天皇以來の事にて。其以前此御門を
陽成院と申を道理も有らじと。誣るが如き妄言にて。いと
を々し。又全名の書ハ有まぢや。此疑るされど古く帝王本
記皇代記を初て。全名此ふみハ。いと多うるを。まして右の
二書を字の別あるとも知ひや。因ふ云。師君此皇國ふ傳
し漢書ハ。漢書紀や有りや。いふ一説を舉られし。右文故
事も。金澤本傍書ハ。家本後漢書記と有り。まゝ儒門繼塵
子家記云。登省之時者。後漢書記と讀也。や有ハ。古もかく題
せし本も有り。と聞也。最珍と云べきありと云。まゝ或説
ふ。日本書と云。漢書の例あり。唐土此史ハ。紀傳志表あど
りといふも。おろしき言ながら。微なく。信られ。まゝ
了云。師説云々。此を承平私記文にて。此書ハ。近き比。世も現
此書を見給てね。ハ。紀紀又引るを。かの作者ト部兼方。宿祿
の問答と爲給へるを委うら。此書ハ。さ紀み或人より得
つれを原文を擧るよと左の如し。又此記も。紀紀の日本紀
講例。承平六年十二月八日。博士從五位下。行紀伊權介。矢
田部宿祿公望。宣陽殿。東廂講之。竟宴。天慶六年。問考讀此書
十二月二十四日。依亂延引と有る時の事あり。問考讀此書

懲狂人上

五

將以何書備其調度乎。以下ハ、師說先代舊事本紀。上宮記。
古事記。大倭本紀。假名日本記等。此ハ公望朝臣の答あり。まゝ問。假名日本記。何人所作哉。又與此書。先後如何。師說。元慶說云爲讀此書。私所注出也。作人未詳。
師翁云。元慶說ハ、陽成院天皇の書紀を講しめ給へる事。國史み見返されむ。其時の私記此說と聞ゆと。然まども當時ハ既し假名日本紀所出の由を知らばありしと聞ゆていと未しき說あり。此說を信がとしとて云る說ぞ。いとれとるや見返。鈴屋翁も既く私記の說此をぢあき由ハ。玉勝間子論をこれに。河海抄引る江談。小も。天仁三年八月。向小一條亭。言談之次。問曰。云々然者。件弘法大師御時以往。无假名款。日本紀中。假名日本紀在之由。慮外令見如何。答曰。此事尤理也。雖然。只付倭言。令書也。と。阿るも。全惑みて。共り取み足ざる臆說あり。さて此文世に傳る。依本みハ見返。比かき大江。匡房卿ハ。博覽みハおせせりよ。しちまきど。江談抄ま。と廿二社注式を始を。獻山の書。山家要畧記等。小引る。扶桑明月集あど。小神祇社事多語られ。

る。甚じき妄說の多し。されハ。管崎宮記。尋其本。体應神天皇之神聖也。我朝書文字。代結繩之政。即創於此朝。と。阿依のみ字。答む。べき。非ば。されど。普通。此朝野群載。みハ。文字以上。十七字あり。彼時又問云。假名之本。元來可有。改其假名。養老年中。更撰此書。然則不可謂爲讀此書。私所記也。又說云。所疑有理。但未見其作人耳。今案。假名之本。世有二部。其一部。倭漢之字。相雜而用之。其一部。專用假名。倭言之類。上宮記之假名。已在舊事本紀之前。古事記之假名。亦在此書之前。可謂假名之本。在此書前。或書云。養老四年。令多安磨等撰錄日本紀之時。古語假名之書。雖有數十家。皆以勅語爲先者。然則假名之本。尤在此前耳。師云。此の引る文。二所共み。日本書紀。や有て。元慶說ハ。臆說みて決をて。棄て見紀を云るあり。

不足らばとせるは非びやも。さる字論者珍げし。此字金科
子就て案ふ了。此ハ既く藤原貞幹が好古小録に日本紀古
来々全篇訓讀の書ハ非び故に建久年中此本及桃華此御
本皆ヲコト點を付るのこさま日本紀の假名と稱する
を私記等の訓あり。今此印本如く悉く訓讀せしハ非び
悉く訓讀を為さハ日本紀を讀む為に作りし假名本を真
名日本紀と並べて書入て讀しを去る傳る者ならむとて
右元慶説を引き橋経亮が梅窓筆記も假名日本紀といハ
假名よてかきたる物と思ふべからば假名字付けしもの
ありなど云るを祖述せる貳舞子ど有るされど此も
いと劣き愚説にて開題記を委く論ましく如く昔より
朝廷よて體し師資相傳て此を固く執守正て一々古本
因て成べき限りハ訓讀みせし給へるたと私記を見
てその私記ぞやがて古來相傳此訓を依せしも心付は且
ま此元慶説ハ承平私記も棄て破瓦と爲さる字金玉とし
も拾へるもの愚婦の弊帚を千金せよみも劣き愚
説ある字論者ハけどし鈴屋翁の門下在りと聞々依を貞
幹もや、好古の癖も有りてそれ著書ハ見つべき者
きみも有らぬど其心術をいといぎ多あく比な逆賊子

て。錯狂人よ罰給へる如き事。此賊も左祖して。此らの説を
祖述せるも故翁も反ける徒にあをあらめ。さて故翁及
我師説み背くハ古説を背くりて古説を背くも。
皇祖天神を背く者も有る。何にあをまき。

△開題記云。假名日本紀ノソノ一部ハ專用假名倭言ト
云ル。ソノ記タル体ハ大躰古事記ト同ジサマニテ。彼記
ヨリモ古ビテ書ルヲミナリケリ。今云。コレ又不稽ノ説
ナリ。古事記ハ文面ニ抱ハラズ。古辭ヲ存セムガ爲ニ記
セルニヨリテ。釋記ニモ。古事記者。只以立心爲宗。不勞文
句之躰ト云ル如クナルヲ。日本紀ハ寂初ヨリ全ク漢文
ノ潤飾イハユル序文ト云ル。ソノ外漢文ヲソノマ、用
ヒタル。又漢意ヲ交テレルセル。夫ヲ古事記ト同ジ躰ニ

記セリトハ。イカナル僻言ゾ。イカニ古言ヲ以テ假字ニ
記ス氏。詞ツバキモ意モ古事記ト同ジサマニ記スベキ
ニ非ズ。サルヲ彼記ヨリモ古ビテ書ルフミナリトハ。日
本紀ニハアラデ。外ノ書ヲ云ルゴト聞ユメリ。

○今辨云。此釋紀と引るも。もと承平私記の文にて。先師又
説云。古事記者。只以立意爲宗。不勞文句之躰。仍撰修之間。頗
有改易云。撰修之間とハ。日本書紀を御修ありしをいふ。と有を云まぜ。師翁説の
如く。此を甚き非説イニシして。古事記序イニシ。然上古之時。言意竝朴
敷。文構句於字。即難云々イニシとて。いとく文句の躰イニシ。勞イニシかれと
詠もけをや。此も古史徵ニ典論イニシ。此表文を説れとる下字見て知べし。かく勅語舊辭イニシ

も違をト。古意をも失をじと。勤られとる苦心字。徒よ見過
をハ。いとくあぢきぬ支所爲イニシ。あむある。まと日本紀を
云々。此も例の祓ぶとあり。師翁此古事記イニシ。りも。古びて見
ゆる記とけとまへ詠も。謂ゆる假名日本記イニシ。私記あど
了。假名本イニシ。も。日本紀の仁賢天皇。卷イニシ。脚と有本注イニシ。
據イニシ。舊本耳とあるも。此を指て宣へる。あるを指て詠も。今
は日本紀イニシ。して論るあそ。謂ゆる盲者の象字評イニシ。せるイニシ。類
多る言とあそ思を詠も。

△開題記云。假名本ノ一部ハ。和漢字相雜ヘテ用フト云
ヘルハ。和字ト漢字トヲ雜ヘテ記セル由ニテ。其和字ト

云ルハ。神世ノ字ヲ云ルニナム有ケル。今云。私記ニ。神代、
上一書曰。正哉吾勝々速日天忍骨尊骨與穗根者漢字和
字同訓也ト云ル。コノ和字ト云ルハ。穗根ト書ルヲ云ヒ。
骨トカケルヲ。漢字ト云ルニテ。字義ヲ以テ。漢文ニテ書
ク如キヲ漢字ト云ヒ。穗根トヤウニ字義ニカ、ハラズ。
借字ニテモ。假名ニテモ記セルヲ。和字ト云ルナリ。サレ
バ和漢ノ字相雜ヘテ用フト云ハ。漢文ト假名トヲ雜ヘ
テ記セルナリ。一部ハ專用、假名倭言之類ト云ハ。全、假名
ニテ記セルナリ。サルヲ和字ト云ハ。神世ノ字ヲ云ルナ
リトハ。僻言ナラズヤ。ソノウヘコレヲ神代文字トシテ

モ。日文ニ見エタル。異ヤウノ文字ト漢字ト交ヘテ物カ
ク下ハ。決メテアルベカラズ。梵字ト漢字ト混雜レテ記
セルモノ无ガ如シ。

○今辨云。此まゝ甚き誤り。此ヲ私記として引き。此ヲ釋
紀の文あり。上ハ私記の文を紀紀として引き。此ハ私記
を釋紀此古本も。紀の本文を平出み記し。古記及私記此
文をむ。提行して一字下て記し。ト部兼方ぬしの案をまゝ
提行して本文より書る例あり。今文を案文下條み記せる上
み。大仰云々。先師申云とて。右の文あり。まゝ大問とハ。釋標
注今本もハ此。圓明寺、入道實經、御問也。攝問、一條攝政家
を與書と云

經御問也。とあるよて。私記の文ハ非_レて。釋紀の文ある
 ちと知るべし。尊卑分脈攝闕補任ハ因_レて考ふるハ實經公
 明_レ峯寺關白道家公の三男良實公の弟
 よて後宇多天皇弘安七年五月十九日出家法名行西七月
 十八日薨年六十八號圓明寺公卿小傳ハ四男とし法名
 行祚六十二といハ家經公也實經公の一男よて後光明峯
 寺殿といハ攝政從一位左大臣よ任_レらき伏見天皇永仁元
 年十二月十三日薨年四十六とあれども釈_レさて和字と云ふ
 紀の作者兼方主と同時ある事明_レを_レて
 此ハ下まづ一ふも神代文字を云ふ也
 師説の如くあれバ和漢之字相雜へて用ふと云ふと論あ
 きなり。若論者此言の如く。漢文と假名やを雜へて記せる
 者あ_レせば和漢之文とあるべき也。和漢之字と有_レよて古
 字あると論なし。今人の文あ_レからも此ハ漢字和字と配
 云_レるハ上宮記之假名古事記之假字と

ある假字をさし下_レ舉_レる和字とハ神字を指
 て云_レるよと其起_レ可_レ在_レ神代と説をもて知_レべし。又異やうの
 文字と漢字や交へて物かく事決_レて有_レるらばといふ
 も。何の徴ありて云_レるよ也。開題記ハ引_レれつる若槻敬_レが見
 何_レハ和漢之字相雜りとする古本ハ非_レる後世_レいろ
 とさへ所思_レるも例_レ此好む所_レ僻せるよ也
 は假字もて我古字小代_レ依_レて。そ此かふと漢字と打
 ませて。我用を爲_レまも。專_レ和字漢字相雜へて用ひある。あ_レこ
 正_レとあ_レそ聞_レぬと_レき。梵字と漢字と混雜_レて記せる物も悉_レ曇
 字記を始_レて何_レくれと有_レるよ今_レこ
 出_レ思_レ出_レ思_レ

△開題記云。鹿_レトノ太_レ兆_レヲ擬_レフ事ニ依_レテ考_レフルニ。云々
 測_レリガタク見_レルベカラヌ。神ノ御心ヲサヘニ。兆_レ文_レニ灼_レ

キ現シテ知ル事有シカバ。況テ知易キ事々。見ベキ形アル物々。各々其々ト印^シ留メテ。見辨フルワザノ。無テハ得アルマジキ理リナル故ニ。釋記ニ。文字ノ起ヲ。太占ニ係テ云ルハ。當レル説ナリトハ云ナリ。今云。鹿ノ肩骨ヲ灼テ。ソノ火拆^{ヒサキ}ノ象ニヨリテ。事ノ吉凶善惡ヲ知ルワザ。神代ヨリノ習ヒ。人智ヲ以テ測リ知ルベキニ非ズ。サ^ルヲ其火拆ヲ本トシテ。文字ヲ製レリト云ハ。臆説ニテ信用シガタシ。ソハ漢土ノ著筮卦象ヲ畫タルヲ。文字ノ起ト云ニナラヒタル説トコソオモハルレ。サテ知易キ事々ト云ルハ。何ヤウノ事ヲサシテ云ルカ。辨ヘガタシ。

見ベキ形ナル物ト云ルハ。象形ノ字ニテシルシ留ル^ルナルベシ。ソノ象形ノ文字。カノ日文トカ云^ル字ノ如ク。残りタルモ有ベキニ。丁字ダニ象形ノ字トテハ傳ハラヌハイカニ。コレ思ヤリ耳ニテ。證^シモナキヲ云ルナリ。神代口訣ニ。神代ノ字ハ象形也ト云ルヲ。今ヨリ五百年バカリ以前マデハ。カ^ル字ノ残りケムヲ見テ。カク云ル歎。忌部氏ナレバ。本ヨリ然ル書ヲ持リシ故ニ。云ルナラムモ知ベカラズ。ト云ル意得ズ。彼日文トイヘルハ。ソコカシコノ神社佛閣ニ残りタリシヨシ。日文傳ニ云リ。サレバ象形ノ字五百年バカリ以前マデ在シ物ナラム

ニハ。カノ日文同ヤウニ。スコシハ殘ルベキニ。サラニ傳
ハラズ。論者モ見及ヌハイカニ。サルヲ象形ノ字ノミナ
ラズ。假字ノ一休モ有シカド。ソハ見ザリシ故ニ。神世ノ
字ハ象形ナリトノミ云ルナルベシ。ト云ル強言ナリ。今
モソコカシコニ傳ハレル。日文ノ字ヲ見及バデ。今一字
モ傳ハラヌ象形ノ字ノミ有コトヲ知レルナラムトハ。
強言ナラジヤ。

○今辨云。太兆の御卜形此本也。恐きや。マダ天皇祖神の大
地の眞形を。天上より御覽して始給へる道あるを。天兒屋
命此御傳あてて。その八心とまを。深謀遠策の御慮よ。鹿骨

の兆カ映寫顯ウツシえて。その兆カ此字良小由て。いとも測カか
かる。皇大御神等此大御心さへミ。窺奉らるゝ事と成り。そ
此町兆カふよミ。言語の音聲を象名カ了摸取ミて。千年万年の昔
世も。後世を。千万里此遠きを。此方の事ども。目此前ミ聞
知見知る如く。物し賜へる事ハ。實ミ奇ミひあてとも。妙なり
とも。稱ミ申ミべき万ミあき。御功業ミを坐ミ々ミる。さて其後ミ出
雲大神の御代ミハ。物おとミ異邦唐虞以前ミの如くミ開ミり。
文物器械制度を。盡ミ了定ミをさせ給ミひ。殊ミ顯世を避聞ミに賜
ひて後。我國ミを志ミむし現形ミし賜ミひて。我治ミをさせ給ミひし時
よミ。その御子建御名方ミ。美命ミ命ミ仰ミせて。その象形字ミを

も作らせ賜ひ。おて或人も又後子神武天皇此御代也。天日
方奇日方命と申す。大三輪大神の御子此神字にて物を記
し。又その文籍類字主宰せ賜へりと聞ゆ。天日方命と相並む
麻智命と相並む
て、食國物申す。大臣と坐して深き故ある事ありき。角田
ぬ志の此を見て云。遣せられたるハ神名帳に播磨國穴栗
郡御方神社。美作國大庭郡形部神社。また若狹國御方郡御
方神社。見ゆ。阿波國名方郡多那御奈刀弥神社とあるも神
字字作坐る神の坐せるなり。地名よ成。また象形の字有也
きるみやと云き。信よさる説ぞうし。また象形の字有也
し証す。天皇祖神は天翔國翔でつ。大地を御覽して五嶽
眞形圖を御自書取らせ賜ひしを謂ゆる書畫は根本ある
を更ふも申さじ。いと恐々れどもかの天瓊杵もて大地を
畫成賜へるをりよしも神隨の神性る物
かく道をも御悟賜ひけむ。須佐能乎大神は御子の磐坂日
とぞ思察奉らるゝをや。

子命の惠曇郷ふ至坐て此處者國雅美有國形如畫鞞哉と
詔ひ。忠行ぬし此説也。此條を引て。かく繪うく事
の有し故よ。美濃國惠
奈郡子繪上郷あり。万葉集る。繪島といふもいり。又神典あ
る須勢理比賣命の御歌も文がきのふもやが志とよ。云々
と賦給へるを師説ふ。惟帳に物は形畫き。彩色あどせるを
云あるるしやあるをも思ふべし。又文字をふみせいふも
食の謂な也。また古代より綾部の地あるも文部は義ふ
て。後子漢人此文部に仕奉る也。漢部といふも。此よ轉
るあらむ。はと古代る。書を木莖とも跡をも云り。それを河
内伊勢美濃信濃豊後等の國を始也。諸國跡部郷といふ

があるも古説をゆきどもや可美麻知命の後なる史官此
謂して其土此言事を記せる官人此住る所ならむとぞ覺
ちる。玄道云遊方名所畧子近江國神崎郡湖中笠縫島有島
津山山邊有水壘岡大和武尊埋金軸筆處也倭有宇麻
野又爲古跡見異本古今集抄といふまゝ神功皇后此御軍
事見ゆ正説ならむ此考ふ由あり。まゝ神功皇后此御軍
令五條も書札ならむと覺ゆる由を筑前國ある名島とい
ふ所ハ皇后此軍卒子撰び給して各を此名を記して舟に
乗せ賜ふ故も名づくといふ古傳あるを合考ふべし。玄道
云此
の韓地みて御子影の先よて韓王ハ云々と書せ給へ
りといふ古説をも思ふべしさて此御書とて香椎廟宮に
傳まりといふもあれまゝ古硯譜に孝元天皇垂仁天皇冲
哀天皇神功皇后等此御硯といふをも載し。尚委く記
さきたまゝ

播磨國風土記ある揖保郡林田里條に伊和大神占國之時
御志植於此處とあるを必樹に文字志して標示と爲賜へ
るありと説きと依。占國といふ全記といと多く見ゆ又舉國
ともあり此に付て又全主の云おこせ
られをらく神名式に近江國伊香郡波弥神社とあるハ十
食のハミみて天思兼命に坐さるる又高島郡志呂志
神社とあるも記しまと標と全意あり右社了相並びて麻知
神社とありハ思兼神なるべ々れとありと云き伊香氏
を世氏録に因るに中臣氏の全姓あり實や此伊和大神や
同神の御裔なれど實りさる説なり。實や此伊和大神や
かて出雲杵築大神に坐てかしま謂わる乾天坤地を本
として六子八卦を初め畫賜へ依も即象形此初をみて
書畫とも元全物なれば實りさる有々むらしげて卜法
此事を伴信友野々口隆正などの詳説もありされと伴氏
が假字本木

ある神字の説を早く師翁の已説に裏を切くる説とて委
く辨ら札とるを松浦道輔が彼書辨妄にも信友が甲本真
字体とて出せるに神字日文傳第一文亦て其與書をバ日
文傳第十三文ある伊夜比古神社神生高橋兼文が與書よ
り取易て此真字を伊夜比古神社の所傳とせるに彼神社
は文明九年兼文が手澤よて傳れるに草書のみふて真字
ありまると三韓朝鮮ともみ吏道諺文亦て草書有ふと云
又吏道の字ハ我聖武天皇此天平十八年唐天寶五年子當
て新羅國景德王五年子薛聰といふが始をて作りたるに
て即且と稱ふ所以に薛聰全時子同國中朝山僧月忠と云
ふが釋摩訶行論といふ佛書を偽作て其真言を盡く其方
言文字を用て書とるに大に其國に流行して天應元年六
月子日本亦も渡來する程の事なれバ其真言亦即且と稱
るに即悉曇と稱ふ不全しきと又釋摩訶行論字最澄
を偽書とし空海ハ真書と爲とる事最澄の守護章安然の
悉曇藏に詳なり又その吏道は依て世宗李穡が更て諺文
を制するに更道と諺文を固より異なるに神代文字を
實に上古の所傳より薛聰が作る吏道をり出とる物
に非る事を發悟るべと委く論ひ彼伴氏縣居翁の東遊
考を竊して鎮魂傳と爲し谷川士清の龜卜集説を竊して

正上考と爲し堤朝風が本居大人年譜を竊して鈴屋翁年
譜を爲して彫刻し堤朝風平田翁相謀て輯記せる玉勝間
道標を竊して玉勝間學事草と爲し平田翁の輯とる風土
記逸文字竊とる逸文風土記や諸神階記を竊して逸諸
國々内神名帳とし栗原信充が國史年表を竊とる史籍年
表として彫刻志云々とも説へりそが中ハ何如ふぞや
思ふるに説も交まらなくかく知らるべき古傳の今亦存する
其心志了見るべし かく知らるべき古傳の今亦存する
をいともむろしくいやも尊き事な依を人智を以て測知
べきに非びとも臆説ぞとめ説るも痴愚の至みて實に論
者に如記人け前も夢を説くが如く徒らある暇費に
れどなかせあらばてまに象形は字云々と論せや神世文
字亦異字ありて日文傳附録に拾出はせとる中亦も象形
字有々むも知がとし仙界は傳ふ天上より一字一義は字

リニテ。指ヲ結ビナド。サマ^ク自分々々ノ心ヲニテ。志
レヌレカタハスベケレ^レ。人ニモ示レ。後世ニモ傳ヘナ
ドスル文字ト云物トハ。別段ノ事ナリ。

○今辨云。此譬ハ田舎ニ住ル鄙^ヒ貧人^ハ。大都會の王侯貴人
ハ御上を知らぬ^ク如ク。己ガ井蛙の心せま^レ見^ル。神代
ある天地ハ初を成賜^ヒ。開物成就^ハ本字。始起^シ賜^ヘる。皇
祖天神等をも。己ガ身々^ニ比^テ。今の蝦夷人^ハ如ク。思^ヒ
取^ルる惑心^モ。諺^ク痴人^ハ飲^ムる藥^ヲ。此らの
徒^モをやいふべき。蝦夷人^ハさへ^テ。心經を^シくら^シ心經といふ
物字作^リて。記臆^スる^者と。東遊記^ニ見^ユ。ま^シて高天

原ま^ニ天原^ニ隸^スる神界^ト。人間界^ハ起^ル元^ト。万事万物と
も。悉^ク備^フ足^ル。領域^トと聞^ユる^者。今も天^ノさ^ラる。ひ^ノの邊
と齊^ク思^フ。ま^ニと。餘^リも^ニを^シあ^キ心^ヲな^む。

△開題記云。假名ト云ル義ハ。音ノ印ヲ假^ニ書^テ。象形ノ
字ノ真^ニ其^ノ物ノ形ヲ畫^{タル}字ニ對^{タル}稱^{ナル}。今
云。假名トハ。文字ノ義ヲ措^テ。タ^ノ音ヲ借^リ用^{フル}。故^ノ
名ナル^{コト}。論^ナキモ^ノナリ。文字ト云物渡^リ來^ヌ以前^ニ。
假字ノ真字ノト云^{コト}。有^ベキ^ニ非^ズ。字ヲ名ト云ハ。漢書
ニ。男子二十冠^ニ而字^ト云^ヒ。又注^ニ。古曰^名。今曰^字トモア
リテ。字ト云^{コト}。字ノ訓ヲ那ト云ルマデナル^{コト}。名ト云^{コト}。語意

ハ業ノ省ゴトニテ。事物ニ負タル符印ヲ云言ト聞ユ十
ド。コトノシク云ルハ。皆アタラヌコトナリ。書ト云。物渡
リコト以前ヨリノ。假名ト云言ノアリトスルカラ。カ、
ル僻言ハイデクルナリ。皇國ニ元ヨリナキ字ナラムニ
ハ。カラコトバノマ、ニ字ト云テ。名ト云訓ノ有ベクモ
非ズ。ト云ルコレ僻言ナリ。漢ニテモ名ヲ字トモ云。故ニ。
那ト云訓ヲツケタルナリ。濁音ノマ、ニ士ト云テハ。皇
國ノ言語ニ協ハズ。聞グルシク鄙シキ故ニ。マウケタル
訓ナリ。眞字ト云モ。象形ノ字ヲ云。本ヨリノ古言ナリケ
ムヲ云々。ト云ル僻言ナリ。假名ト云コトニ對テ。眞字ト

云ハ。片假名ト云ニ對シテ。平假字ト云名ノアルト同ジ
コトニテ。文字渡リ來シ後ノ名ナルヲ勿論ナリ。

○今辨云。此ちど此事也。和字正濫抄。漢字三音考等を見る
ちど此人の知らぬ者有アヤ。それをあといふ。我知
が。あひひとつる。あそ。狂迷。非らで何とら。いを。ま
仙家此説を承。あ。カナとハ元神字。いふ事。あ。あり。
實。此。義。をも含有。あ。そ。字を名と云ハ。漢書。子云々。早く
周禮了。外史。掌達書名。于四方。注。曰。古。曰。名。今。曰。字。とある。字
む引。びて。後の漢書を引る。ハ何事ぞ。

△開題記云。釋紀師説云。大藏省御書中。有肥人之字六七

故。先帝於御書所令寫給。其字皆用假字。或其字未明^{ナラ}乃川
等。字云々ト云ルハ。決テ私記ノ説ト通^{ナラ}ユルヲ。云々此
書ハ神世ノ假字ノ一躰ナリケムコト論ナシ。今云。肥人
書薩人書ト云フノ見エタルヲ。神世ノ字トスルヲ據ナ
キナリ。案ニ。天武天皇ノ御世十一年。命^{ナラ}境部連石積等。
更^ニ肇^テ倂^テ造^ラ新字一部四十四卷^トアリ。コレ圖書寮ニアリ
シ梵字ニ似タル書ナル由。私記ノ説サモアルベシ。サル
ヲ同文通考ニ。神梅檉杣峠風云々ノ類ノ新字ナラムト
云ル。甚信用シガタシ。右ヤウノ字何ホド多ク製作スト
モ。一巻ニ卷ニテコト足ルベシ。四十四卷ノ卷數ヲオモ

ヘバ。必定漢字ニ效ヒテ。多クノ新字ヲ製ラレメ玉ヘル
ナルベシ。書物ノサマハ。日本紀スラ三十卷。續日本紀四
十卷。コレニ准ヘテ字數ヲ思ヒヤルベシ。朝廷ニテモ皇
國ニ文字ト云物ナキコトヲ不飽オモホレメテ。製ラ
レメ玉ヘルニテ。是ヲ以テモ神代ヨリ文字ト云物ナカ
リシ事。オモヒヤルベキナリ。サテ肥人書ト云モ。薩人書
ト云モ。其國々ニテ製作シタル文字ナル故ニ。國ノ名ヲ
係テヨビ倣ヘルナルベシ。モレ本ヨリアリキタル神世
文字ナラムニハ。ソノ書タルバカリノ人ヲ。某ノ國人ノ
書ナド云フハアルマジキナリ。イヅコノイカナル人ノ

書タルニテモ。神代字ナラバ。只神世書ト云テアルベキナリ。サニ古事記書紀ハ。コノ天皇ノ所思食起テ成レル書ナレバ。其新字ヲ以テ記サルベキニ。漢字ヲ以テ記スヲ專ト爲玉ヘルヲ思フベシ。ト云ル。是モイカゞナリ。應神天皇ヨリ天武天皇マデ四百年ニ近クモ成ヌレバ。漢字ニテ物書クコトモ。漸ク廣ク行ハレテ。ソレニ馴ヌレバ。新タニ新字ヲバ製シ玉ヒシカドモ。自然ト行ハレガタク。世ニ行レヌ限リハ。世ノ人讀カヌル文字ヲ以テ記シ玉フベキニ非ズ。サレバ竟ニ世ニ行レズレテアレド。サスガニ天皇ノ製ラシメ玉ヘルナレバ。ヤ、後マデモ

圖書寮ニ殘リテアリシナルベシ。サルヲカノ新字ニハアラジ。神世ノ字ナリケムト云ルハ。強テ論者ワガ思フ方ニ引ツケテ云ルニテ。證據モナキ説ナリ。ソノウヘ神世ノ字トイヘルカラ。肥人書薩人書トハ。異ナル体ノ書ナリシトモ聞ユ。ト云ル。本ヨリ同ジ神世ノ字ニアラス。肥國ニテモ製作シ。薩摩國ニテモ製作セシ文字ナル故ニ。異ナル體ノ書ナリケムト思ハル。筈ノ事ナリ。サルヲ神世ノ書ハ種々アリテ。一ツサマニハアラザリシニヤ。コハ猶ヨク考フベシ。ト云ルハ。彼新字ヲ神世文字ト自ラ定メテ云ルカラ。異ナル躰ニキコユルヲ不審ク思ヘ

ルナリ。ヨク思フベシ。

○今辨云。釋紀師說云々。先師說の如く。私記此文にて上
ふ引る承平私記了。問。假名之字。誰人所作乎。といふ。對て。
師說。大藏省御書之中。有肥人之字。六十七枚許也。先帝於御書
所令寫之給。其字皆用假字。或其字未明。或乃川等字。明見之。
師說。乃川とあるハ。草字の日文。此乃のと書々々を。錯ま
る。亦や。大竹政文が古寫本を抄とる。亦。川等字。明見
之。とある。今。本を轉寫して。漢字の体を誤る。由を説れ
た。假字考。ちふ物。此。漢假字として。説る。あど。九て
論ふ。亦。若以彼可爲先款。とあり。さて。此。先帝。ハ。醍醐
足らば。天皇を指奉るあり。因。云。全私記。此。日講了。左。少。并大
江。朝。綱。就。内。記。所。陳。云々。此。自作自注
者。詩。事。也。此。事。故。稿。文。章。博。士。前。帝。御。時。作。詩。愁。之。句。註。也。仍
先。帝。自。作。自。註。之。例。命。尋。問。此。時。答。奏。之。辭。如。此。說。と。ある。先

帝も。全。天皇。坐。せり。橘。文章。博士。と。ハ。若。を。廣。ま。と。肥。人。書
相。卿。此。族。人。了。や。あら。む。公。朝。臣。など。ハ。非。
云々。據。ま。き。事。と。云。據。な。記。み。あら。ば。天。武。天。皇。紀。十。一
年。新。字。一。部。四。十。四。卷。を。造。志。免。賜。ふ。と。ある。條。此。私。記。み。
此。書。今。在。圖。書。寮。但。其。字。體。頗。似。梵。字。未。詳。字。義。之。所。准。據。乎。
と。ある。を。師。說。了。實。也。神。世。文。字。あら。む。論。を。札。神。字。日。文
傳。み。舉。ら。ま。こ。る。第。一。文。此。與。書。み。右。神。代。四。十。七。字。音。者。天
兒。屋。根。命。之。眞。傳。也。ま。と。一。本。右。神。世。行。文。中。古。所。謂。薩。人。書
也。と。有。を。万。葉。集。卷。十一。寄。物。陳。思。歌。此。處。肥。人。此。額。髮。結
する。深。木。綿。此。深。し。心。を。我。忘。ま。を。や。と。ある。を。ヒ。ノ。ヒ。ト。ヤ
訓。べ。し。然。む。此。歌。み。竝。べて。早。人。の。名。み。負。ふ。夜。音。い。ち。ぶ。る

犬聲まと狗を章シ子用い上代大隅風土も知らるれむ。記よ隼人
 此勇武風儀字夫あてぬるど。其迅きまと隼の如しとあるもをつらし。諸國を已ま漢土此文字は開けて偏く用以熟た多る御代比おも肥人薩摩人た。いまま神世文字
 を用むいほもあてて。記したるが。秘庫ろ存しを。延喜御門
 此御時ふ古事を尋訪せ賜ふとして。寫取らせて。愛アハ玩ハシせ
 賜ひしよそ有々多也。その古事を尋訪せ賜しとハ延長の
時諸國に詔まて。風土記を召上しめ。
まと延喜式をも制ちを給へる。彼國に志す後まても古字を用
 いけむと思はほ。証を續日本紀天平二年三月條に。太宰
 府言ふ。大隅薩摩兩國に百姓を建國し以來。未曾テ班田す。其所有田悉是
 懇田。相承す爲す佃。不願し改佃。若し從は班投す。恐ろ多ク喧訴す。於是ニ隨舊テ不改す。

各令自佃す。焉と見ゆい。此條も田中ぬし笈埃隨筆に。つくしあ
の説も因り。
 る山中に遊びとる時。或は山が於け兒輩に。手本かきて得さ
 せ給へと請ふまふ。いろは文字を書きて與へれむ。難波
 津淺香山をあそと云ふとるまて。古俗に存せてと感あへる
 由を記し。今も薩摩で多く見ゆい。流鏑馬犬追物に古式に存
 り。元祿の比。徳川吉宗公に。此式を問ひ用ひられし事を。世に名高
く。林某が記す。琵琶を和せて。平家物語を語ると。まと徒
 然草にある。木枝の鳥を付る法をあども。共に遺ありや。橘春暉
 が説ゆ。世に見ゆい。聞ゆい。落ちる。閉ぢる。棄てゆらど云ふ。
彼國邊にてハ。見ゆい。聞ゆい。落ちる。とづる。をある
あどいひ又ちとじづとびやを詞に云ふ。分ゆい。相あ發せて。右
 を始め。其外も何くれや。古風の遺在る。

ら此二國を。後世まで神字をも用ひ々む。たと。更ふ辨を待
までもあらば。因み云。室直清が。江戸は人材出ぬこと
轉化の力強々。其物を煮て。殊外。風味よく候。江
戸ハ天下此勢。運化の力強き故。人材も風化の強きよ
依り。一時轉化。其故。名人。伊豆。酒井。空印。等。此様ある
人材も。國方。在り。國方も。火氣弱く。煮兼。故。み候。只
今ハ。餘り。煮過ぎ。綿の様。成り。煮。失。何。此。風味
も。る。き。様。なる。物。う。て。候。他。國。ハ。火。氣。弱。く。煮。兼。候。故。唯。今。を
却。て。生。煮。る。れ。ども。未。だ。風。味。残。申。も。様。ある。物。候。と。云。る
も。釋。策。彦。が。織。田。殿。に。答。へ。し。語。も。宋。人。陳。亮。が。論。も。思
合。され。て。深。く。感。る。ま。よ。る。む。

△開題記云。漢字ノ音ヲ取テ書コトヲ始メタルモ。元ヨ
リ音ノ印ノ字ヲ用ナレタリシ故ニゾ有ベキ。コレ甚愚
説ナリ。皇國ノ言語ヲソノマヽニ記サムニハ。漢字ノ音

ヲ以テ記スヨリ外ニ書ベキヤウナシ。梵語ノ對譯ナド
モ同ジ。則漢土ニテモ。倭ヲ野馬臺。又邪摩堆。筑紫國ヲ竹
斯國。津島ヲ對馬ト書モ。本漢土ニテ皇國ノ詞ヲ記セル
ハ。音ヲ以テ記ス外ナシ。況テ皇國ニテ倭語ヲ記サムニ
ハ。音ヲ以テスル。本ヨリサルベキ理ナルヲ。音ノ印ノ字
ヲ用ヒナレタル故ニゾ有ベキト云ル。愚説ナラズヤ。

○今辨云。此音を以て云々を論ふまでもあらぬを。中よを
字もて記せ。まゝ漢國の音ハ。三音考不見。いさる如く。不正
るをあり。不雅此聲。よて。論者が出せる。野馬臺。竹斯對馬。あど。いひ
て。皇國語とハ。甚疎遠し。されむ。三音考此説の如く。上代

み此を布どよく正して。傳賜へる志と論なく。まゝ古事記の假字此如く。漢字此我神字五十音ふ叶へる音を取て。定おまて用ひそ免賜々む志とを。先師を云はせ誦をかくしたどがぢふ。志ちとく云旨る志そいとをこあれ。まゝを上代此記も。万葉集此如く。音訓相雜て書るもあるを知らびや。されば古事記。日本紀の歌を記さるゝ。音此をを用紀も。新年之云々や歌をも。真字もて載。かみふべし。續日本書。肥後を火兒と書り。うる類あを有るべし。

△開題記云。釋云。自昔傳來之和字。作成伊呂波之起也。ト見エ。云々和字トハ神代ノ字ヲ云ル。上ニ委ク辨ヘタリ。但レ神世ノ字ヲ直ニ伊呂波ニ作りナセリト云リト

聞ユルハ。云ガマノアシキナリ。今云。指書ニテハ僅ノ三十一文字ノ歌一首ニテモ。手間入り勞カハシキ故ニ。草書ニモ書キ。又字畫ヲ省キテ書キナド爲キタルヲ。傳來ノ和字トハ云ルナルベシ。弘法大師。いろは假字ヲ作シヨリハ。假字ノ體モ定マリ。一ヤウニナリテ。便利ニナリタル故ニ。本ノ紛ラハシキ草書ノ躰。又字畫ヲ多ク省キテ書ルナドヲ。傳來ノ和字ト云ヒ。ソレヲイロハニ作りナストハ云ルナルベシ。其ヲ神世ノ風ニナラヒテ作レルナリトハ。書風筆法ヲナラヘリトヤ。サルコト有ベカラズ。纂疏ニ。漢字ヲ假テ和字トナスト云ルハ。本漢字ナ

ルヲ字義ヲバ措テ。音ヲ假リ用ルハ。則和字トナスナリ
ヨク知レタルニテ。論ナキヲ。和字ト云ヲ神世字ト強
言スルカラ。ムヅカシキナリ。

○今辨云。此を故翁此引きこる釋紀に。先師說云。此子先師
先考之庭訓也。と有て。兼方ぬし。此漢字傳來我朝者。應神天
父神祇大副兼文宿祢の說なり。皇御宇也。於和字者。其起可在神代。欽龜ト之術者。起自神代。
所謂此紀一書之說。陰陽二神生蛭兒。天神以太占而ト之。乃
ト定時日而降之。无文字者。豈可成ト哉。作者事。濫觴可在神
代者。幽玄而難測。伊呂波者。弘法大師作之由申傳欽。此伊呂
波の事也。道輔が說あれど。此者自昔傳來之和字乎。伊呂波亦被作
所歎々れを舉げ。

成之起也。とあるを。ト部氏子傳をまゐる古説みて。齋部氏傳
みも。上引推古帝以往書和字とも。神代文字象形也。とい
る。了て。神代に文字ある事。いや明的か。已ま。古説
み付て思へむ。誰人も知まぬ。慶長四年大詔に因て。摺本ヤ
成れる神代紀。此宸刻本を。今も山田氏の藏するが。卷首に
之功。畢。仍以累家之秘說。加朱墨之兩點。奉獻上焉。文明第
十三曆。騰月上旬。日曜日。神祇管領。勾當從二位侍從臣ト部
朝臣兼俱。比清原國賢朝臣跋。推古天皇御宇。聖德太子云
々。始以漢字附神代之文字。傍と見。中臣被抄といふ物。小
中臣被。天津祝詞。太祝詞。天兒屋命之諄辭也。神武天皇御
宇。天種子命。作書神代文字也。兒屋命。り十八世。常盤大連

以漢字書之。之どあり。兼文主が中臣警合抄にハ。古老傳曰。種子命根命命命命命製作之。とも。全家説に本朝文字一。万字むり有て。もと龜トたり始まじ。ともいひ。小田氏系圖に。鹿島大神も。日本守護神也。常州爲本社。推古天皇之御世。上宮太子。佛法建立。始て學問を御始之時。先。常州鹿島。御參詣ありて。鹿島の根本寺を立られ。漢字字國々弘め給ふ。是まで日本漢字ふし。神代の文字神道たりなり。正く東國にも。太子此御恩に依て。漢字を神道此文字了改直し。學問を始めさせ給ふ。とある根本寺の事ハ。いかゞ知らむ。知らぬ。祢ども。神字を漢字に代へて用ひらまじ。事ハ。師説にも符ひて。動きをし。佐藤信淵説にも。曾。神父元庵ハ。上代の古實を審みる。字好む癖ありて。諸國を遊歴する事。三十四年。足迹天下り。遍く去て。諸國神社古寺に傳來する所。此神代文字を寫集る。去と都合十枚と云る。字も思ふべし。菊居隨筆。ちふ物。木を削りし。繩むも。皆文なれ。神代の文字といふ物。三輪弥彦鹿島香取酒折四國など。又舊家も傳へ。あるも。往古の文字成べし。予見る古物も。古墳より堀出。堀出。鐸といふもの。三代實録に。三河國をり。此物堀出し。其比さへ鑑定出來に。阿育王の塔此鐸とて。片付々たり。

冬。石山寺。領よ。一。つ。出。つ。高。三尺計り。此紋あり。石山寺。密藏院。納あり。江州栗太郡東寺。大小十五も堀出し。其後。了。あ。び。去。今。い。か。あり。し。や。國々よ。堀出。志。銅色。何も古雅あり。故。茶人喚鐘となに。伊勢一身田。御門主の御待合。此喚鐘も。是。よ。あ。て。谷川丹齋の奉る所。あり。泉州水間北村。小も。一。つ。見。と。て。攝州西宮阿保親王塚。を。也。も。出。尾州。など。よ。て。も。數。見。たり。志。江戶山伏井戸山。田安貞の藏。大。小。數。箇。あり。或。人。耶。蘇。の。物。を。也。と。い。へ。ど。も。さ。あ。ら。は。所々。陵。墓。數。千。歳。此。墳。中。を。出。る。曲。玉。管。石。鼎。礪。ふ。と。一。つ。み。出。る。物。を。也。の。伊。豆。國。赤。向。村。又。越。後。了。出。る。も。此。二。教。と。も。了。彼。神。代。文字。鑄。付。あり。さ。何。を。日本。い。ま。ど。文字。な。ま。比。か。の。繩。を。結。ぶ。類。上。也。始。て。い。づ。れ。此。神。ら。其。國。其。所。此。主。此。其。領。分。限。り。は。行。ま。し。文字。成。る。へ。し。是。等。本。邦。よ。て。出來。る。物。成。べ。し。と。云。る。を。師。翁。の。弘。仁。曆。運。記。考。み。説。ま。と。る。考。み。を。く。符。合。る。か。む。か。し。々。れ。ハ。煩。け。ま。と。載。し。扱。ま。く。舊。友。穂。井。田。忠。文。の。觀。古。雜。帖。に。東。大。寺。新。造。舎。文。庫。よ。藏。涼。天。平。勝。寶。元。年。十。一。月。廿。一。日。此。伊。賀。國。阿。拜。郡。なる。拓。

殖郷長解申常地賣買墾田立券小郷長挑尾臣井麻呂夕印
章ヲ神字子て [E3] と押とるを論ひて云く。モモヲを神世文
字此草書みて、⁵し⁰ [O3] 此四字を合用せらるり。⁵し⁰を合
せてととし。○も [O3] 此半々形同々れむ。兼持志々とて。と○
同音小志多輕重あり。神字此真形ハ。T^ウL^イト^エを母畫と
し [U] [L] [O] 等を父畫とし。用法子隨て數十音字を
生け事朝鮮天竺マレイスホルランド等諸國此字法概て
云ときむ。大抵全様ある中子。朝鮮文字を特了近似のも此
あり。其字始ハ三韓の時と。洪武廿八年活版此明律此跋
了見いとり。是み依て考まむ。神后征韓の後。神字を彼土子

授給ひし。真書のみを解し得て、草書をハ學得ざり。小
や今彼土子も遺れる物あり。さて漢字を皇國小召寄給ふ
初此譯語ハ。專此神字にてあるあり。其後々々彼が狡
智字加へて。增畫廣用子も及し。欵。今此諺文を世宗莊憲王
此作と云るむ。成俔慵齋叢話此謬傳あるども。父畫子
○等を作増しと依ハ。其時子ても有あらむと思とり。あが。
千有餘年此法隆寺の沈水香木。既子此字字彫付あるむ。
全く神字小增畫ある新羅人此所爲あると知られと
也といひ。その法隆寺小藏函。沈水香の圖をも載て。刻字必
是古韓字。烙印必是韓商之所用。並未得讀解と云也。げよ

も我神字の眞字を彼も用ひしよを違ひあるまじきま
と。彼書を開見て知るべし。角田主の語は、参河國ある羽田
野氏が、年比心を潭をて所々よ
り出くる神字を集藏りと誥しとぞ、いとやうしく見ま
あきなり、其得てしあらば、追て録を著へてむやま、ま
主の説了、明治五年此頃より、日向國諸縣郡にて、神懸
て、或病者此家ひ、神世文字を張らせ賜る、忽ち其疾愈し
事ありとぞ、今思へむ、其年比、玄道が生國伊豫喜多郡
も、さる神託ありつとて告おこせつる者ありし字、信が
しとて打棄ちるを思合を、けりて論者が漢字此字義を措
るよ、蓋正説も有々むら、けりて論者が漢字此字義を措
音を假用るを和字との覺也とほむ、其一を知て、其二
知ざる孤陋心あれむ、今詳ふ説示さむ了、ま茲第一ふハ、此
條ふも師説ふも見ゆる如く、神代文字をいふ、はと一
を、上よ云る、天武天皇御世了制らせ賜へる新字を始えて、

皇國にて作まる字をいふ 此を上よ云り、後ながら補正成
卿の案字を作とも、まと籙、鞞、笛
籙など、埃囊抄ふ
見ゆる類あり、 まと一ふむ、假字此類ふて、上り引る私記
よ、古事記、上宮記、假名日本記、此假名と云る是か、さ、
後ふむ、平のちを云ふ事と成れり、玉海文治元年 五 條子、侍
從公繼來、余志、手本二卷、和字漢字各二卷と記さむ、吾妻鏡
了、和字、諷誦文、和字、御書など見ゆる類是か、かく三種
まと細よ分
てた四種 此別あるを、上代よ和字と云しハ、古字と云る
了、全く、決えて我神字云るを、さ、て神字とも古字を
云べきを、和字と云ふをいふうし、それをも、古くハ神倭、ま
と大倭など、天皇の大御諡ふも、皇子等此御名も、稱へ奉

らせ賜ひ。開題記不已引きし仁明天皇紀了。神功皇后之
陵。倭名大足姬命。皇后。まゝ成務天皇之陵。倭名稚足彦天皇。
と記され。類聚國史日本紀畧天德四年九月。畏所御燒亡此
段了。鏡三。和名加之古止古呂と見也。古く大倭本記。本草和
名。和名抄などいふ書もあり。殊に大倭本記ハ上代の書ナ
給ひしと聞以。本草和名和名抄も
物の古名を私名云々と擧られり。弘仁私記序子。天常立
命。倭語云。阿麻乃止已太知乃美己止。まゝ畏根命。倭語曰。加
之古祢乃美古止。まゝ伊^{ヒコ}辨^{ヒコ}誥命。天神是即陽神也。倭語云。伊
左奈支乃美己止。彦瀲尊天孫彦火火出見命第一男。倭語云。
比古那支左乃美己止。此等を祝詞式古語拾遺まゝ私記し。
古語と云ふに當るをまゝ朝野群載

大江道國文字。倭語やいひ。玉海なる内。大臣良通公傳。近
日又學和語とあるハ。歌を指て云るなり。因み云。平負文。説
ふ。凡て漢字了。和訓を付くる者と心得るをあり。和語ハ漢
字を充つる者と心得るをなし。やまか。心得ざれば。和漢
の事を合論する時了。先後本末順逆違ひて。其論理ハ叶を
ざる事出来依。和語を神代より云。傳へたる詞。本之
先。漢字を應神天皇御代より渡來て。未だ後。漢字渡來て
後。和漢の詞を相通せむと欲して。和語ハ漢字を引充と
る。大方ハよく引充とる者なれども。鳥獸魚虫草木の名
等ハ。充違ひとるもまゝ。有りと論るも。神字ハ易へり。と
たえ。知らぬと見。まゝ倭音といふまとも。全序子。以倭音辨
詞語。以丹點辨輕重。と見也。万葉集了。天平二年。書殿餞酒。日
和歌四首。まゝ先。太上天皇詔。陪從王臣曰。夫諸王卿等。宜賦
和歌而奏。此事ハ論あるを。石上
私淑言み困て見べし。まゝ倭鍛冶。倭儻。和琴。和笛。
和錦などの名あり。稍後なから。和心和魂など見れくる。何

れも皆漢様ならべ。我神代は御遺風等物字指て。和名まゝ
和語和歌など稱へるよて和字と志も云るを。我神字ヤガ
字を云る事。いや明ら知られとて。ざるを只偏し漢字假名
平かな字此み。和字と思むむ。譬バ畏くも。天朝ある三種
御寶物を。上代ふも。凡て神璽カミシ天璽アマとも申ける字。故有て
漸後ふも。御勾玉ウツク此みを。神璽と申し。又御印璽ウツクをも志う申
を事と成也。又御印の中ふも。壽璽スウや申ををかく申て。委
く分てを。四此差別あるを。御印を此三神璽や申を事と認
得て。上代の事を疑ふが如し。此を譬のみみあらば。世ふ志
う惑へるも多き由な依を。いと加とはふて笑ふまたへぬ

事あらばや。

